

株 主 各 位

(証券コード 7004)

2024年6月20日

大阪市住之江区南港北1丁目7番89号

日立造船株式会社

取締役会長 三野 禎 男

第127回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2024年6月20日開催の当社第127回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項

- 第127期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
- 会計監査人および監査役会の第127期連結計算書類監査結果報告の件

上記については、その内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき23円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、次のとおり定款第1条(名称)および第3条(目的)を変更するものであり、原案どおり承認可決されました。なお、変更後の定款の内容については、別紙のとおりであります。

- 商号を「日立造船株式会社」から「カナデビア株式会社」に変更すべく、現行定款第1条(名称)を変更する。なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2024年10月1日とし、効力発生日経過後はこれを削除する。
- 事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開を踏まえ、現行定款第3条(目的)の事業目的を追加および変更する。

第3号議案 取締役8名選任の件

本件は、原案どおり、三野禎男、桑原 道、庄司哲也、坂田信以、堀口明子(以上重任)、木村 悟、橋爪宗信、宮崎真紀(以上新任)の各氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。なお、庄司哲也、坂田信以、堀口明子および宮崎真紀の4氏は、社外取締役であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり、安原裕文(重任)、稲田浩二(新任)の各氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。なお、両氏は、社外監査役であります。

第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件

本件は、原案どおり承認可決され、当社の取締役および執行役員(社外取締役および国内非居住者を除く。)を対象に、業績連動型株式報酬制度を導入することとし、当社が拠出する上限額を1事業年度あたり225百万円とすることに決定いたしました。

以 上

現行定款抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款抜粋	変更案
第1章 総則	第1章 総則
<p>第1条(名称) 当社は日立造船株式会社と称する。 英文では <u>Hitachi Zosen Corporation</u> と表示する。</p>	<p>第1条(名称) 当社はカナデビア株式会社と称する。 英文では <u>Kanadevia Corporation</u> と表示する。</p>
<p>第2条 (条文省略)</p>	<p>第2条 (現行どおり)</p>
<p>第3条(目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1.次に掲げる品目及びその部品並びにこれに関連する総合設備の製作、売買、仲介、賃借、据付、修繕、解体及び運転・管理</p>	<p>第3条(目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1.次に掲げる品目及びその部品並びにこれに関連する総合設備の設計、製作、売買、仲介、賃借、据付、修繕、解体、<u>運転・管理及び古物営業法に基づく古物の売買と古物市場の運営</u></p>
<p>(1)各種船舶、艦艇</p>	<p>(変更のうえ(8)へ統合) (8)へ移動)</p>
<p>(2)内燃機関、タービン、ボイラ等の各種原動機、原子力機器、発電装置及び船用諸機械</p>	<p>(変更のうえ(9)へ移動)</p>
<p>(3)製鉄機械、鍛圧機械、セメント機械、土木建設機械、運搬機械、鉱山機械、風水力機械、電解装置、脱水機、駐車装置、ロボット、<u>車輜等の産業用機械・装置及び兵器</u></p>	<p>(変更のうえ(2)へ移動)</p>
<p>(4)化学プラント、肥料プラント、石油ガスプラント、造水プラント、食品プラント、紙パルププラント等の各種プラント及びプラント関連機器</p>	<p>(変更のうえ(3)へ移動)</p>
<p>(5)海洋構造物、橋梁、鉄骨、鋼製煙突、鉄塔、鉄管、水門、貯槽等の各種鉄鋼構造物</p>	<p>(1)各種環境保全・公害防止装置</p>
<p>(6)ごみ焼却施設、産業廃棄物処理装置、大気汚染防止装置等の各種環境保全・公害防止装置</p>	<p>(2)各種プラント及びプラント関連機器</p>
<p>(7)上水・下水・工業用水・廃水・汚水等各種水処理装置及びその関連機器</p>	<p>(3)各種鉄鋼構造物</p>
<p>(8)航空機、宇宙機器及びその関連機器</p>	<p>(4)各種水処理装置及びその関連機器</p>
<p>(9)情報処理システム、通信システム、制御システム及びその関連機器</p>	<p>(5)航空・宇宙機器及びその関連機器</p>
<p>(10)スポーツ施設、遊園地その他の遊戯施設及びその関連機器</p>	<p>(6)情報処理システム、通信システム、制御システム及びその関連機器 (削除)</p>

<p>(11) 鋳造品、鍛造品、セラミックス、複合材料等の素材及び土木建築用材料並びにその加工・表面処理装置 (2)より移動、(1)と統合) (変更のうえ(3)より移動)</p> <p>(12) ゴム及び樹脂製品並びにライニング製品 2. (条文省略) 3. 不動産の売買、仲介、賃貸借及び管理・運営 4. (条文省略) 5. バイオテクノロジーによる農林水産物等の生産及び販売 (新設)</p> <p>6. 海難救助並びに海運業</p> <p>7. 電気及び熱の供給に関する事業 (新設)</p> <p>8. 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業及び清掃施設工事業</p> <p>9. ～ 11. (条文省略)</p> <p>第4条～第46条(条文省略) (新設)</p>	<p>(7) 鋳造品、鍛造品、セラミックス、複合材料等の素材及び土木建築用材料並びにその加工・表面処理装置 (8) 内燃機関、タービン、ボイラ等の各種原動機、原子力機器、発電装置、船舶及び船用諸機械 (9) 製鉄機械、鍛圧機械、セメント機械、土木建設機械、運搬機械、鉱山機械、風水力機械、電解装置、脱水機、電子機器、医療機器、食品・医薬製造関連機器、ロボット、フィルム製造装置、電池関連装置等の産業用機械・装置 (削除)</p> <p>2. (現行どおり) 3. 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理・運営 4. (現行どおり) 5. 農林水産物等の生産及び販売</p> <p>6. 食品・医薬品・工業薬品、その他化学薬品等の製造及び販売 7. 海難救助並びに海運業、陸運業、倉庫・港湾荷役業、旅行業、保険代理業、保安警備業及び人材派遣業 8. 電気、熱その他エネルギーの供給に関する事業 9. 各種廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事業 10. 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業及び解体工事業 11. ～ 13. (現行どおり)</p> <p>第4条～第46条(現行どおり)</p> <p>(附則) 1. 定款第1条(名称)の変更は、2024年10月1日をもって効力を生ずるものとし、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除するものとする。</p>
--	--